

令和9年度 予算編成及び施策に関する要望



(飯南町:出雲大社の大しめ縄8年ぶりの架け替え)

令和8年9月

島根県町村会

平素から町村行政の推進と本会の運営に対して格別のご支援をいただき、厚く御礼申し上げます。

中国地方は昨年より19日遅い6月4日頃に梅雨入りし、11日遅い7月8日頃に梅雨明けとなりました。本県では大きな被害はなかったものの、一部のダムで貯水率が低下し、水資源の安定確保が懸念されました。

また、1月には本県東部を震源とする最大震度5強の地震が発生し、人的被害や住家、公共施設等の損壊、道路の通行規制などの被害が生じました。

さらに、熊本県における地震や全国各地で発生する記録的な豪雨など、自然災害が相次ぐ中、様々な災害への備えを一層強化する必要性を改めて強く認識したところです。

住民の生命と財産、安全・安心を確保するため、公共インフラの老朽化対策や耐震化をはじめ、防災・減災、国土強靱化関連事業の推進に、引き続き手厚いご支援をお願いいたします。

さて、我が国では少子化と人口減少が一層深刻化し、東京一極集中も依然として続いています。令和7年の合計特殊出生率は、全国で1.14、島根県で1.41といずれも前年を下回り、出生数も減少を続ける中、地方における地域社会や行政サービスの持続可能性の確保が大きな課題となっています。

こうした中、中山間地域や離島では、保健師、土木系技術職員、デジタル人材等の専門職員の確保が困難となり、地域公共交通、医療・介護・福祉など、あらゆる分野で人材・担い手不足が深刻化しています。

さらに、長期化する物価高騰や中東情勢の不安定化に伴う資材不足や燃油、資材、肥料等の価格上昇は、住民生活や地域産業、町村の行財政運営に大きな影響を及ぼしています。

我々町村としても、住民の日常生活の不安解消に努めながら、地場産業の振興などによる地方創生の推進や人口減少対策について、一層の努力が求められているものと認識しています。

しかしながら、本県町村のほとんどが、中山間地域や離島などの条件不利地域に立地しており、財政基盤も脆弱です。

今後とも、デジタル技術を活用した地域振興、人口減少対策をはじめ、医療、介護、福祉、地域公共交通、買い物機能の確保、さらには災害復旧やインフラ更新・耐震化など、住民が安心して暮らせる基盤づくりのためには、国による手厚い財政支援措置や、県による地域の実情を踏まえた諸施策の推進が不可欠です。

つきましては、令和 9 年度の予算編成と今後の施策展開について、実現していただきたい事項を取りまとめましたので、本県町村を取り巻く実情を御賢察いただき、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

なお、飲食料品に係る消費税率の時限的な引下げに際しては、消費税が社会保障制度の基盤であり、その税収の約4割は地方税財源として、医療、介護、子ども・子育て支援などを支える極めて重要な財源となっていることを踏まえ、地方の減収に対して必要な財源を確実に措置するとともに、地方財政運営に支障が生じることのないよう万全の対応を講じていただきますようお願いいたします。

さらに、減税に伴い、農林水産業者に負担が生じることが懸念されることから、十分な支援を確実に実施していただきますようお願いいたします。

令和 8 年 9 月4日

島根県町村会長 池 田 高 世 偉

I 令和9年度予算編成及び施策に関する要望項目[令和8年9月実施]

1 地方創生の更なる推進について

- (1)東京一極集中の抜本的是正
- (2)地方創生推進財源の確保
- (3)多文化共生社会の推進
- (4)地域公共交通確保対策
- (5)統計調査手法の見直し

2 デジタル化施策の推進について

- (1)行政のデジタル化に対する支援
- (2)条件不利地域に対する支援

3 行財政運営に必要な地方税財源等の確保・充実について

- (1)地方交付税の総額確保
- (2)地方交付税算定方法の見直し
- (3)過疎地域の公共施設適正管理推進事業債の財政措置の拡大

4 万全な経済対策の実施について

- (1)中小企業・小規模事業者等への支援の拡充
- (2)物価高騰対策の継続・拡充
- (3)石油製品の価格高騰・安定供給への支援

5 頻発化する豪雨災害について

- (1)集中豪雨・地震等による大規模災害からの復旧・復興
- (2)防災・減災、国土強靱化対策の継続

6 公職選挙制度の見直し・改善について

- (1)参議院選挙における合区の早期解消
- (2)期日前投票所の弾力的な運用

7 過疎対策事業債の拡充について

8 離島、中山間地域における医療体制等の確保について

- (1)公立病院の経営改善

9 離島への支援について

- (1)離島振興に向けた特別措置の拡充

Ⅱ 令和 9 年度予算編成及び施策に関する要望

1. 地方創生の更なる推進について

(1) 東京一極集中の抜本的是正

- ① 東京一極集中是正と自立・分散型国土の構築は、国土の災害対応力の強化、感染症拡大リスクの低減等の観点のみならず、地方の人口減少に歯止めをかけるためにも重要な課題であるため、国を挙げて抜本的な対策を講じること。

対策の推進に当たっては、地域未来戦略を通じ、デジタル技術を活用しながら、地場産業の付加価値向上と販路開拓をはじめ地方創生に資する取組みを強力に支援し、地域経済の拡大等による安定した暮らしの実現を図り、誰もが住みたいと思える魅力ある地域社会を構築すること。

- ② 「二地域居住」の推進を図るに当たっては、デジタル技術を活用しながら多様な人材が地域で暮らし活躍できるようサテライトオフィスやコワーキングスペースの整備、ワーケーションや兼業・副業の促進を支援すること。また、推進する際に課題となる子供の教育や住居などの支援策を拡充するとともに、住所地以外に居住する場合の課題(住民税の分割納税や選挙権の付与等)を明らかにした上で、地域づくりや地域の活性化を担う定住人口の拡大に繋がるよう取り組むこと。

また、ふるさと住民登録制度について、制度趣旨等の国民への周知啓発に加えて、登録者及び町村双方が利用しやすいシステムとするとともに、システム利用にかかる経費などを早期に明らかにした上で、町村が独自に行う情報発信やサービス提供に要する経費に対し十分な財政措置を行うなど必要な支援を講じること。

- ③ また、脱炭素社会の実現やエネルギー安全保障確保の観点から、農山漁村に豊富に存在する再生可能エネルギーを最大限活用し、エネルギーの地産地消、地域循環モデルの構築等グリーン(脱炭素)化による地方活性化施策を推進するため、地方の特性を考慮した支援制度となるよう見直すことで、東京一極集中を抜本的に是正すること。

(2) 地方創生推進財源の確保

- ① 各町村が総合戦略に基づいて実施する各種施策が継続的・安定的に行えるよう、国において地方創生推進財源を確保すること。

特に、地方財政計画に計上されている「地方創生推進費」の継続拡充を図ること。

- ② 「地域未来交付金」については、国において対象事業の要件緩和など、地域の実情に応じて効果的に活用できる自由度の高い制度にするとともに、予算規模の拡大を図ること。

また、交付金に係る地方の財政負担については、「地方創生推進費」とは別に、地方財政措置を講じること。

(3)多文化共生社会の推進

本県町村においては、生産年齢人口の減少による労働力不足が深刻化する中、地域産業を支える重要な担い手として外国人住民が不可欠な存在となっており、その人口は増加のみならず定住化が進む傾向にある。

しかしながら、大規模自治体と比べ、町村部の小規模自治体においては、国籍や家族構成の多様化に伴って複雑化する生活相談への対応や、日本語学習機会の提供、さらにはライフステージに応じた教育・医療・防災等の支援体制を単独で維持・継続することが困難な状況にある。

現在も多文化共生の推進に向けた各種支援が行われているが、今後は町村の実情に応じ、外国人住民と日本人住民の橋渡し役となる「ブリッジ人材」の確保・育成や、生活オリエンテーションの実施支援、日本語教育の充実に対する財政的・専門的な支援を強化し、誰もが安心して暮らし続けられる共生社会の構築に向けた取り組みを強力に進めること。

(4)地域公共交通確保対策

① 県内のバス路線では、乗務員不足を理由とした路線の廃止や減便が相次いでいることから、国の補助制度においては、地域状況を踏まえた単価の政策的な引き上げを行うなど、交通事業者による人材確保や処遇改善につながる見直しをすること。

② 鉄道は沿線の町村にとって重要な地域公共交通であることから、地域鉄道を維持するための補助経費や利活用を促進する取組に対し、十分な支援を行うこと。

また、地域の鉄道のあり方について再構築協議会で検討を行う場合には、影響を受ける町村の意見を十分に反映できるものとするとともに、地域公共交通の再構築に関する取組に対し、十分な財政措置を行うこと。

(5)統計調査手法の見直し

統計調査員は、高齢化に加え、非協力世帯の増加による負担感の増加等により、その確保が困難となっている。この現状を踏まえ、デジタル技術及び住民基本台帳等の行政資料を活用してオンライン化を進めるなど、調査員調査に依存しない形で現行の調査手法の抜本的な見直しを行うこと。

併せて、統計調査の意義について広報を強化すること。

2. デジタル化施策の推進について

(1)行政のデジタル化に対する支援

① 町村におけるデジタルトランスフォーメーション(DX)の推進に当たっては、その技術等の進捗が激しく、かつ、小規模町村の財政負担が大きいことから、町村の主体性が生かせるよう、国において柔軟、かつ、積極的な財政支援を行うこと。

また、町村における専門人材の確保・育成が課題となっていることから、現場のニーズを踏まえた人的支援を拡充すること。

更に、標準準拠システムへの移行については、特定移行支援システムの移行が円滑に進むよう、引き続き、経費等に関する相談体制に万全を期すこと。

- ② 自治体情報システムの標準化・ガバメントクラウドへの移行に関する全ての費用や「運用費用」のうち、移行前を上回る分について、国の責任において全額国費で措置すること。

(2)条件不利地域に対する支援

条件不利地域を含めた全ての地域がデジタル化に取り残されることなく、社会的弱者を含む全ての住民が等しくサービスの向上を享受できるよう、国において必要な対策を講じること。

3. 行財政運営に必要な地方税財源等の確保・充実について

(1)地方交付税の総額確保

骨太の方針 2026 を踏まえ、令和 9 年度の地方財政対策においては、地方財政の極めて厳しい現状等を踏まえ、地方交付税の法定率の引き上げ等抜本的な改革等を行い、安定的に地方交付税総額の確保を図ること。

とりわけ、人口減少・少子高齢化に的確に対応するとともに地方創生の更なる推進を図るため「地方創生推進費」「地域デジタル社会推進費」及び「地域社会再生事業費」を拡充・継続するとともに物価高騰や人件費の増等による財政需要を的確に反映し、地方交付税等の一般財源総額を確実に確保すること。

(2)地方交付税算定方法の見直し

- ① 地方交付税の算定については、人口密度が低く、可住地が分散している団体へ更に配慮した方法に見直すこと。
- ② 地域の医療・保健・福祉サービスの確保をはじめ、生活交通の確保、地域コミュニティや消防防災体制の維持等は、町村にとって大きな課題であり、今後交付税算定の見直しを行う場合には、過疎、山村、離島、半島、豪雪等不利な条件を抱える町村の多様な財政需要を的確に反映して、個別町村の行財政運営に支障を来すことのないようにすること。
- ③ 町村における森林・林野行政の充実と、森林整備促進の実効性を高めるため、地方交付税における基準財政需要額に「林野面積」(国有林野面積を含む)や「林道延長」を測定単位とする「森林・林野行政費」を新設すること。

(3)過疎地域の公共施設適正管理推進事業債の財政措置の拡大

令和8年度末に期限を迎える「公共施設等適正化推進事業債」については事業期間を延長すること。また、公共施設等総合管理計画の個別計画に基づき、公共施設の 1)集約化・複合化事業、2)長寿命化事業、3)転用事業、4)立地適正化事業、5)ユニバーサルデザイン事業、6)除却事業を行う場合の充当率を100%、交付税措置率を70%に拡大すること。

4. 物価高騰対策について

(1) 中小企業・小規模事業者等への支援の拡充

地方においては、地域経済や雇用を支える事業者の経営維持のみならず地域資源を活用しながら地域自らが持続的に「稼ぐ力」を高め、地域内経済循環を強化していくことが重要となっている。

このため、従来の設備導入や事業開始時を中心とした単年度型・初期投資型支援に加え、売上向上、付加価値創出、販路拡大、雇用創出等の成果に応じて継続的に支援を行う「売上連動型」(地域資源活用事業について、一定期間内の売上増加率や地域雇用維持等に応じて追加支援を行う成果連動型制度)及び「付加価値創出型支援制度」を創設すること。

(2) 物価高騰対策の継続・拡充

① 中東情勢の不安定化に伴う影響が懸念される中、原油価格をはじめとする物価の高騰は、住民生活やあらゆる事業者の経営を圧迫し、多大な影響を及ぼしていることから、その対策を自治体に委ねることなく、国が主体的かつ積極的に講じるとともに、地域の実情に応じた対策が実施できるよう、引き続き交付金等の自由度の高い財源を措置すること。

② 中東情勢の不安定化に伴う影響が懸念される中、燃油、肥料、飼料の高騰や需給の逼迫に対する適切な対策を講じるとともに、農林漁業に従事する生産者等が安心して事業を継続できるよう有効な所得向上対策を講じること。

また、今後の価格高騰が見込まれる中、コスト増大分を適切に価格へ反映できるよう、消費者や流通業者への理解醸成及び情報発信を強化すること。

(3) 石油製品の価格高騰・安定供給への支援

中東情勢の不安定化に伴う影響が懸念される中、石油製品の供給の不安定化が見込まれ、住宅建築に必要な各種資材の調達が困難となっている。

このことは、県内の住宅建築現場において工期の遅延や事業コストの増加を招くおそれがあり、住民の住環境の確保や地域経済に大きな影響を及ぼすことが懸念されることから、住宅建築に係る資材の安定供給の確保に向けた取り組みを強化するとともに、資材不足や価格高騰の影響を受ける事業者及び住民への支援措置についても、特段の配慮を講じること。

5. 頻発化する豪雨災害について

(1) 集中豪雨・地震等による大規模災害からの復旧・復興

近年頻発する記録的な豪雨・大型台風により、多数の死傷者や河川の氾濫による大規模な浸水、土砂崩れや、道路・橋梁等交通インフラの寸断、油の流出による汚染や倒木による大規模停電等、被害が甚大化している。

このため、被災町村が早期に復旧・復興できるよう、国庫補助金や特別交付税をはじめとした地方財政措置による十分な財政支援を講じること。

特に、町村が整備している光ファイバ網の災害復旧については、デジタル社

会を支えるインフラ基盤としての重要性に鑑み、道路等の災害復旧と同等の国庫補助金、地方財政措置とすること。

また、防災・減災対策の実施にあたり、町村では技術系職員が不足しており、復旧事業に支障が生じる懸念があることから、引き続き、国による人的支援や民間事業者の活用に対する支援等を強化すること。

(2)防災・減災、国土強靱化対策の継続

第1次国土強靱化実施中期計画に基づく施策については資材高騰等も踏まえ、予算・財源をこれまでを上回る水準かつ通常予算とは別枠で確保し、緊急防災・減災事業債及び緊急自然災害防止対策事業債については、安定的な制度運用を図るため、恒久的な制度とすること。

また、国庫補助事業も起債対象とするよう要件緩和を図ること。

6. 公職選挙法制度の見直し・改善等について

(1)参議院選挙における合区の早期解消

我が国が直面する国全体の急激な人口減少や東京圏一極集中及び地方衰退の弊害がこれ以上深刻化しないよう、この国のあり方を考えていくうえでも、国政において多様な地方の意見がしっかり反映される必要があり、都道府県ごとに集約された意思が参議院を通じて国政に届けられなくなることは極めて問題で、地方創生や安心安全な国づくりにも逆行するものである。

よって、早急に合区を解消し、都道府県単位による代表が国政に参加できる選挙制度とすること。

(2)期日前投票所の弾力的な運用

期日前投票所の開設に当たっては、期日前投票管理者、投票立会人の拘束時間が長時間であるため、高齢化している町村では、人員確保に苦慮している。また、人口の少ない町村においては、18時以降の期日前投票者の数は極端に少ない。

よって、期日前投票所の開閉時間については、その開設数に関わらず短縮できるようにすること。

また、宣誓書については、投票所における職員配置等の事務負担を軽減するため廃止すること。

7. 過疎対策事業債の拡充について

過疎対策事業債については、人件費や物価が高騰する中で、老朽化による施設整備等、過疎地域の多様な財政需要に対応し、引き続き過疎対策事業が着実に実施できるよう、増額を図るとともに各種支援制度の拡充を図ること。

また、ソフト分については、過疎市町村が持続的発展を図るために必要であり、かつ地域の再生・活性化に有効であるため、計画的に事業実施出来るよう、限度額を引き上げるとともに、必要額の確保に努めること。

8. 離島、中山間地域における医療体制等の確保について

(1) 公立病院の経営改善

公立病院の経営悪化が全国的に大きな問題となっている。特に、離島・中山間地域は、労務費・原材料費の高騰や人口減少に加えて、地域の医療体制の中核を担う医療機関として「不採算部門」であっても維持しなければならない状況から経営環境は厳しい状況にある。今後も人件費等の増加などが見込まれる中で、その厳しさが更に増していくことが見込まれる。

経営改善に向けた自助努力に加え、物価高や賃上げ等を踏まえた一層の財政措置と柔軟な診療報酬改定の仕組みの導入・実施を図ること。

9. 離島への支援について

(1) 離島振興に向けた特別措置の拡充

① 令和5年4月1日に施行された「離島振興法の一部を改正する法律」に基づき、離島振興法の期限が10年間延長されるとともに、『離島に対する配慮規定』等が充実されたが、その趣旨を踏まえ積極的に離島振興が図られるよう所要の財政措置を講じること。

② 改正離島振興法においては、特別の配慮規定として「離島航路に供される船舶の更新」が追加された。隠岐航路の船舶はいずれも老朽化し、耐用年数を大幅に超えて運航しており更新を迫られている。

ついては、島民生活の生命線である隠岐航路を維持するため、多額の更新費用に対する財政支援を行うこと。



(隠岐の島町:ウルトラマラソン来年 20 周年！)



(吉賀町:森英恵生家跡地(生誕 100 周年))